

品川区立総合区民会館の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立総合区民会館

所在地：東京都品川区東大井五丁目18番1号

2 指定管理者候補者

名 称：公益財団法人品川文化振興事業団

所在地：品川区西大井一丁目4番25号

代表者：理事長 中尾根 剛

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により事業者を公募したうえで、審査を行った。

(2) 理 由
選定過程を透明化しつつ、かつ、最も優良な事業者を選定するため。

5 審査の経緯

(1) 公募の結果、応募事業者は3事業者であった。

(2) 「品川区立総合区民会館候補者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、応募事業者の提案内容について、選定委員会が「品川区立総合区民会館指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、公益財団法人品川文化振興事業団を指定管理者候補者とすることを決定した。

(3) 選定委員会の構成
委員長 副区長
委 員 文化スポーツ振興部長
委 員 企画部長
委 員 総務部長

委員 地域活動課長

委員 文化観光課長

6 選定理由

- (1) 公益財団法人品川文化振興事業団は、過去10年間本施設の指定管理業務を受託しており、安定した施設運営を行ってきたという実績がある。
- (2) 区の施策との整合性という点で、公益財団法人品川文化振興事業団は、大井町再開発ビル管理組合の管理業務を受託している株式会社品川都市整備公社との連携や、公益財団法人品川区国際友好協会・公益財団法人品川区スポーツ協会・一般社団法人しながわ観光協会の3法人との共同事業などが提案されており、3事業者の中では一番優れている。
- (3) 今回の提案では、公益財団法人品川文化振興事業団の提案した指定管理料が一番低額であった。
- (4) 今後5年間は、オリンピック・パラリンピックの開催や区政70周年・開館創立30周年記念事業の開催など大きなイベントが予定されているため、既存の事業者が継続的に目前の重要事項に取り組んでいく必要がある。

上記理由から、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立体育館の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称	所 在 地
品川区立総合体育館	品川区東五反田2丁目11番2号
品川区立戸越体育館	品川区豊町2丁目1番17号

2 指定管理者候補者

名 称：公益財団法人品川区スポーツ協会
所在地：品川区東五反田2丁目11番2号
代表者：理事長 梅沢 豊

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

- (1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、公募型プロポーザル方式により事業者を公募したうえで、審査を行った。
- (2) 理 由
より透明性、公平性を重視するため。

5 審査の経緯

- (1) 公募の結果、応募事業者は1事業者であった。
- (2) 「品川区立体育館指定管理者候補者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、応募事業者の提案内容について、選定委員会が「品川区立体育館指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、公益財団法人品川区スポーツ協会を指定管理者候補者とすることを決定した。
- (3) 選定委員会の構成
委員長 副区長
委 員 文化スポーツ振興部長
委 員 企画部長

委員 地域振興部長
委員 健康推進部長
委員 教育委員会事務局教育次長
委員 スポーツ推進課長

6 選定理由

- (1) 平成18年度より、2期10年間の品川区立体育館指定管理者としての適切で安定的な運営を高く評価した。また、総合体育館および戸越体育館は、区民スポーツ振興の拠点として親しまれ、地域に根差したスポーツ施設として定着させた功績も評価した。
- (2) 28種目のスポーツ団体が加盟しており、加盟団体の構成員および指導者の多くが区民であり、各団体がそれぞれのスポーツ種目について高度で専門的な知識・技術および事業の企画・運営能力を有し、区民による区民のためのスポーツ事業の提案内容が優れている。
- (3) 2020年のオリンピック・パラリンピックに向けた気運醸成事業の実施と地域のスポーツ団体等との連盟事業の内容を評価した。

上記理由から、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立家庭あんしんセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立家庭あんしんセンター
所在地：東京都品川区平塚二丁目12番2号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会
所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号
代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

- (1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、公募をせず、現指定管理者である社会福祉法人を候補者として特定し、審査を行った。
- (2) 理 由
「品川区指定管理者制度活用に係る指針」に基づき、運営者に連続性が要求されるため、候補者を公募せずに現指定管理者を選定候補者とし、選定委員会に付議した。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区子ども未来部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人福栄会から提出された事業計画、事業報告などに基づいて、選定委員会で「子ども未来部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審議した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：子ども未来部長
委 員：企画部企画調整課長
委 員：子ども未来部子ども育成課長
委 員：子ども未来部保育課長
委 員：子ども未来部子ども家庭支援課長

6 選定理由

- (1) 利用者の相談に対して迅速に対応し、適切な利用およびサービスを提供しており、複雑な事情を持つ利用者に対しても信頼関係を醸成できる等高いスキルを有している。
- (2) 母子生活支援施設では複雑な背景を持ちながら保護された母子が入所するため、安心して生活できる環境づくりが必要であり、入所母子とのつながりが大切な要素となる。現指定管理者は日々継続して母子の状況を把握しながら信頼関係を構築した上で適切な指導・援助を行っており、今後も現指定管理者が連続的・継続的にサービスを提供することが望ましいと判断した。
- (3) 子育て短期支援事業等について新しい取り組みが計画に盛り込まれる等、事業運営について前向きである。

品川区立八潮在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立八潮在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区八潮五丁目10番27号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 品川総合福祉センター
所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 品川総合福祉センターは、平成18年4月からこれまで、品川区立八潮在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 品川総合福祉センターは、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 八潮地区の地域ニーズを踏まえ、「利用者の尊厳を守り一人ひとりを尊重したケア」を方針とし、個々の利用者に合ったサービスを家庭的な雰囲気の中で提供することに取り組んでいる。また、個別性を重視した通所介護計画を作成するなど、利用者ニーズの把握に努めており、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立大井在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立大井在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区大井四丁目14番8号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 品川総合福祉センター
所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 品川総合福祉センターは、平成18年4月からこれまで、品川区立大井在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 品川総合福祉センターは、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 「本人の有する能力を最大限に発揮できる」ことを目標に利用者個々のニーズに応え、相談業務を充実させ、地域の方により多く利用してもらえるよう調整・相談に力を入れるなど、地域に開かれた施設運営に取り組んでおり、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立中延在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立中延在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区中延六丁目8番8号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 品川総合福祉センター
所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 品川総合福祉センターは、平成18年4月からこれまで、品川区立中延在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 品川総合福祉センターは、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 利用者の小さな変化を見逃さぬよう観察を行い、個々の利用者に合ったきめ細やかな介護サービスが提供できる体制づくりを進めている。また利用者のニーズを取り入れ、利用者満足度の高い施設運営を目指しており、利用者中心のサービス提供に取り組むなど、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立大崎在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立大崎在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区大崎二丁目 1 1 番 1 号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会
所在地：東京都品川区東品川三丁目 1 番 8 号
代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

平成 2 8 年 4 月 1 日から平成 3 3 年 3 月 3 1 日までの 5 年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 福栄会は、平成 1 8 年 4 月からこれまで、品川区立大崎在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 福栄会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 福栄会は、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 在宅介護支援センターが併設されていることを活かして、利用者のニーズを迅速かつ的確に把握し、利用者の状況に応じた介護サービスの提供の実現に取り組んでおり、利用者のニーズを反映させたサービスを充実させるなど絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立戸越台在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立戸越台在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区戸越一丁目15番23号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 三徳会
所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 三徳会は、平成18年4月からこれまで、品川区立戸越台在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 三徳会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 三徳会は、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 中学校との合築の利点を活かし、ボランティアの受け入れや地域住民との活発な交流活動を行っている。また、利用者一人ひとりのニーズにあわせた豊富なプログラムを用意し、多彩な活動を行っており、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立荏原在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立荏原在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区荏原二丁目9番6号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 三徳会
所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 三徳会は、平成18年4月からこれまで、品川区立荏原在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 三徳会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 三徳会は、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 在宅で生活している高齢者がより一層生きがいのある毎日を送ることを目標として、本人や家族の希望と選択を尊重し、利用者一人ひとりの個性に配慮した、質の高い利用者本位のサービスの提供に取り組むなど、サービスの向上に努めており、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立小山在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立小山在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区小山七丁目14番18号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 三徳会
所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 三徳会は、平成18年4月からこれまで、品川区立小山在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 三徳会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 三徳会は、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 少人数という特性を活かし、利用者や家族との意思疎通を密にすることによって、要望を汲み取り、利用者一人ひとりのニーズに合わせた多様なサービスを提供するなど、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立月見橋在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立月見橋在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区南大井三丁目7番10号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 さくら会
所在地：東京都品川区南大井五丁目19番1号
代表者：理事長 前田 武昭

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 さくら会は、平成18年4月からこれまで、品川区立月見橋在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 さくら会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 さくら会は、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 利用者本位の視点を磨き、在宅介護に生かしていくことを目指して、センター方式を活用するとともに、地域との連携を図り、認知症カフェを開催するなど、ニーズを取り入れた質の高いサービスを提供しており、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立月見橋在宅サービスセンターの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立月見橋在宅サービスセンター
所在地：東京都品川区南大井三丁目7番10号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 さくら会
所在地：東京都品川区南大井五丁目19番1号
代表者：理事長 前田 武昭

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 さくら会は、平成18年4月からこれまで、品川区立月見橋在宅サービスセンターの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 さくら会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 さくら会は、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 利用者本位の視点を磨き、在宅介護に生かしていくことを目指して、センター方式を活用するとともに、地域との連携を図り、認知症カフェを開催するなど、ニーズを取り入れた質の高いサービスを提供しており、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立荏原特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立荏原特別養護老人ホーム
所在地：東京都品川区荏原二丁目9番6号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 三徳会
所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 三徳会は、平成18年4月からこれまで、品川区立荏原特別養護老人ホームの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 三徳会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

- 委員：福祉部高齢者地域支援課長
- 委員：福祉部障害者福祉課長
- 委員：企画部企画調整課長
- 委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 三徳会は、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 「ご家族とともに利用者を支える」という方針のもと、広報誌等による情報提供、家族懇談会の開催、連絡ノートの活用などコミュニケーションの確保のための取り組みを行い、利用者一人ひとりのニーズの把握や心身の状況に応じたサービスの提供に努めるなど、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立中延特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立中延特別養護老人ホーム
所在地：東京都品川区中延六丁目8番8号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 品川総合福祉センター
所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 品川総合福祉センターは、平成18年4月からこれまで、品川区立中延特別養護老人ホームの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 品川総合福祉センターは、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 生活相談員が中心となり、適切なアセスメントを行い、利用者および家族の意向を汲み取りながら、多職種参加のカンファレンスを踏まえ、個々のニーズに応じたケアプランを作成するなど、各職種が専門性を発揮したサービスを提供しており、利用者のニーズの把握等に配慮し、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立八潮南特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立八潮南特別養護老人ホーム
所在地：東京都品川区八潮五丁目9番2号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 品川総合福祉センター
所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 品川総合福祉センターは、平成23年5月からこれまで、品川区立八潮南特別養護老人ホームの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 品川総合福祉センターは、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 開設当初から目標としている本人本位の姿勢でのケアを継続し、リーダー、相談員と介護士、看護職等が一体感を持ち利用者支援を行い、利用者中心のサービスを提供するなど、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立平塚橋特別養護老人ホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立平塚橋特別養護老人ホーム
所在地：東京都品川区西中延一丁目2番8号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 三徳会
所在地：東京都品川区中延一丁目8番7号
代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、公募をせず、他の高齢者福祉施設の運営実績を有する社会福祉法人を候補者として特定し、審査を行った。

(2) 理 由

本施設の整備にあたり、公募型プロポーザル方式により、計画から設計・整備・運営に参加する事業者について、計画段階において指定管理者候補者として選定した。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 三徳会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委 員：福祉部高齢者地域支援課長

委 員：福祉部障害者福祉課長

委員：企画部企画調整課長

委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 三徳会は、区内において長年にわたり、現指定管理者として運営している品川区立戸越台特別養護老人ホームおよび品川区立荏原特別養護老人ホームをはじめとした高齢者関連施設を、地域に根ざし、また地域に開かれた運営をしてきた実績を豊富に有するとともに、財政基盤も安定していること。
- (2) 全室個室であるメリットを活かしながら、利用者一人ひとりの状況、生活、嗜好を十分に把握し、理解することに注力するなど、利用者の平等な利用を確保し、絶えずサービスの向上を図ることが期待されること。
- (3) 複合施設の指定管理について、豊富な実績やノウハウがあり、区の高齢者施策についても十分理解し、実践している法人であり、区との連携を円滑に進めている実績がある法人であること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立八潮南認知症高齢者グループホームの指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立八潮南認知症高齢者グループホーム

所在地：東京都品川区八潮五丁目9番2号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 品川総合福祉センター

所在地：東京都品川区八潮五丁目1番1号

代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間

4 候補者の選定方式

(1) 指定管理者の選定にあたっては、公募をせず、現行の指定管理者である社会福祉法人を選定候補者として特定し審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人 品川総合福祉センターは、平成23年5月からこれまで、品川区立八潮南認知症高齢者グループホームの指定管理業務を受託し、安定的かつ適切に施設運営を行ってきた実績がある。

この間の実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき、選定委員会を開催し、社会福祉法人 品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委員：福祉部高齢者地域支援課長
委員：福祉部障害者福祉課長
委員：企画部企画調整課長
委員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 社会福祉法人 品川総合福祉センターは、区内において長年にわたり、地域に根ざし、地域に開かれた高齢者関連施設の運営を行ってきた実績があること。
- (2) 「本人をよく理解すること」に主眼を置き、居住担当者が中心となり、適確なアセスメントを行い、計画作成担当者とともに検討し、ケアプランの中に取り込んでいくなど、利用者の個別性に配慮したサービスの提供体制が確保され、絶えずサービスの向上を図っていること。
- (3) 施設の適切な維持・管理、サービスを安定して行う物的・人的能力等を有していること。

以上のことから、指定管理者として適当であると判断した。

品川区立高齢者住宅八潮わかくさ荘の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立高齢者住宅八潮わかくさ荘
所在地：品川区八潮五丁目10番27号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター
所在地：品川区八潮五丁目1番1号
代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4. 選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、平成18年4月から現在まで、品川区立高齢者住宅八潮わかくさ荘の指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同一敷地内に、同法人が運営する施設（在宅介護支援センター）があり、効率的かつ的確な運営を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成
委員長 福祉部長

委員 福祉部福祉計画課長
委員 福祉部高齢者福祉課長
委員 福祉部高齢者地域支援課長
委員 福祉部障害者福祉課長
委員 企画部企画調整課長
委員 企画部施設整備課長

6 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、現指定管理者として、品川区立高齢者住宅八潮わかくさ荘の管理運営を行い、入居者の安否確認や緊急時の対応などの安全確保に努めるとともに、自治会活動への支援、地域との交流も図られている。また、建物等の維持管理は、法人営繕担当の専門家により適切に実施していることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立高齢者住宅大井倉田わかくさ荘の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立高齢者住宅大井倉田わかくさ荘

所在地：品川区大井四丁目14番8号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人品川総合福祉センター

所在地：品川区八潮五丁目1番1号

代表者：理事長 市原 勝祐

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4. 選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人品川総合福祉センターは、平成18年4月から現在まで、品川区立高齢者住宅大井倉田わかくさ荘の指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同一敷地内に、同法人が運営する施設（在宅介護支援センター）があり、効率的かつ的確な運営を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人品川総合福祉センターの提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

- 委員長 福祉部長
- 委員 福祉部福祉計画課長
- 委員 福祉部高齢者福祉課長
- 委員 福祉部高齢者地域支援課長
- 委員 福祉部障害者福祉課長
- 委員 企画部企画調整課長
- 委員 企画部施設整備課長

6 選定理由

社会福祉法人品川総合福祉センターは、現指定管理者として、品川区立高齢者住宅大井倉田わかくさ荘の管理運営を行い、入居者の安否確認や緊急時の対応などの安全確保に努めるとともに、建物等の維持管理を法人営繕担当の専門家により適切に実施していることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立高齢者住宅東品川わかくさ荘の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立高齢者住宅東品川わかくさ荘
所在地：品川区東品川三丁目1番5号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人福栄会
所在地：品川区東品川三丁目1番8号
代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4. 選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定に当たっては、公募をせず、現指定管理者を候補者として特定し、審査を行った。

(2) 理 由

現指定管理者である社会福祉法人福栄会は、平成18年4月から現在まで、品川区立高齢者住宅東品川わかくさ荘の指定管理業務を受託し、適切に管理運営を行っている実績がある。

また、同一敷地内に、同法人が運営する施設（在宅介護支援センター）があり、効率的かつ的確な運営を推進してきた実績を踏まえ、現指定管理者を候補者として特定することとした。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人福栄会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 福祉部長
委員 福祉部福祉計画課長
委員 福祉部高齢者福祉課長
委員 福祉部高齢者地域支援課長
委員 福祉部障害者福祉課長
委員 企画部企画調整課長
委員 企画部施設整備課長

6 選定理由

社会福祉法人福栄会は、現指定管理者として、品川区立高齢者住宅東品川わかくさ荘の管理運営を行い、入居者の安否確認や緊急時の対応などの安全確保に努めるとともに、日常の交流や地域との交流が図られている。また、建物等の維持管理は、法人本部と隣接しているメリットを生かして、日々きめ細かく適切に実施していることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立平塚橋高齢者多世代交流支援施設

所在地：品川区西中延一丁目2番8号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人三徳会

所在地：品川区中延一丁目8番7号

代表者：理事長 内野 滋雄

3 指定期間

平成28年5月1日から平成33年4月30日までの5年間

4 選定方式

(1) 指定管理者候補者の選定にあたっては、公募をせず、運営実績を有する社会福祉法人を候補者として特定し、審査を行った。

(2) 理 由

本施設の整備にあたり、公募型プロポーザル方式により、計画から設計・整備・運営に参加する事業者について、計画段階において指定管理者候補者として選定したため。

5 審査の経緯

(1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催し、社会福祉法人三徳会の提案内容について、選定委員会が「福祉部公の施設の指定管理者候補者選考基準」に基づき審査した結果、同法人を指定管理者候補者とすることを決定した。

(2) 選定委員会の構成

委員長 福祉部長

委 員 福祉部福祉計画課長

委 員 福祉部高齢者福祉課長

委 員 福祉部高齢者地域支援課長

委員 福祉部障害者福祉課長
委員 企画部企画調整課長
委員 企画部施設整備課長

6 選定理由

社会福祉法人三徳会は、平塚橋シルバーセンターの前身である中延シルバーセンターを22年の長きにわたり管理してきた実績があり、新施設においても、法人のノウハウを活かした多世代事業の実施や適切な施設運営が図られるものと認められる。また、事故防止対策等の安全管理についても配慮がなされていると認められることから、指定管理者候補者として適当であると評価した。

品川区立西大井福祉園の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立西大井福祉園

所在地：東京都品川区西大井五丁目7番24号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会

所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号

代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3（1）の但書及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」2①②により公募方式によらず現行の指定管理者を選定候補者とした。

5 審査の経緯

（1） 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者を選定した。

（2） 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委 員：福祉部高齢者地域支援課長

委 員：福祉部障害者福祉課長

委 員：企画部企画調整課長

委 員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 区立西大井福祉園の指定管理者候補者は、障害者福祉の高度な専門知識を活用し、利用者へのきめ細やかな福祉サービスを提供した実績や、品川区と一体的に障害者福祉へ寄与した実績が認められる。
- (2) 障害者施設の運営には、利用者との継続的な信頼関係のみならず、長い年月をかけて培ってきた近隣住民との相互理解に対する配慮が重要である。同法人は、地域の行事に積極的に参加するだけでなく、地域向けにイベントを開催するなど、地域に根ざした開かれた施設を目指して運営を行ってきた実績ある法人であると認められる。
- (3) 利用者の重度化、家族の高齢化などの環境の変化に対応し、個別性に配慮した支援が行われている。またADL・IADLの維持・向上に向けた取り組みや、積極的に余暇活動等を取り入れるなど、サービスの向上を図っている。

上記理由から、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立かがやき園の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立かがやき園

所在地：東京都品川区西大井六丁目2番14号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会

所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号

代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3（1）の但書及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」2①②により公募方式によらず現行の指定管理者を選定候補者とした。

5 審査の経緯

（1） 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者を選定した。

（2） 選定委員会の構成

委員長：福祉部長

委 員：福祉部福祉計画課長

委 員：福祉部高齢者福祉課長

委 員：福祉部高齢者地域支援課長

委 員：福祉部障害者福祉課長

委 員：企画部企画調整課長

委 員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 区立かがやき園の指定管理者候補者は、障害者福祉の高度な専門知識を活用し、利用者へのきめ細やかな福祉サービスを提供した実績や、品川区と一体的に障害者福祉へ寄与した実績が認められる。
- (2) 障害者施設の運営には、利用者との継続的な信頼関係のみならず、長い年月をかけて培ってきた近隣住民との相互理解に対する配慮が重要である。同法人は、地域の行事に積極的に参加するだけでなく、地域向けにイベントを開催するなど、地域に根ざした開かれた施設を目指して運営を行ってきた実績ある法人であると認められる。
- (3) 利用者の重度化・高齢化による介護量の増加に合わせ職員を増配置し、短期入所では緊急時の受入れベッド数を増やすなどニーズに応じた柔軟な対応をするなど、サービスの向上を図っている。

上記理由から、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立西大井つばさの家の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立西大井つばさの家
所在地：東京都品川区西大井五丁目7番24号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 福栄会
所在地：東京都品川区東品川三丁目1番8号
代表者：理事長 野村 寛

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3（1）の但書及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」2①②により公募方式によらず現行の指定管理者を選定候補者とした。

5 審査の経緯

（1） 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者を選定した。

（2） 選定委員会の構成

委員長：福祉部長
委 員：福祉部福祉計画課長
委 員：福祉部高齢者福祉課長
委 員：福祉部高齢者地域支援課長
委 員：福祉部障害者福祉課長
委 員：企画部企画調整課長
委 員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) 区立西大井つばさの家の指定管理者候補者は、障害者福祉の高度な専門知識を活用し、利用者へのきめ細やかな福祉サービスを提供した実績や、品川区と一体的に障害者福祉へ寄与した実績が認められる。
- (2) 障害者施設の運営には、利用者との継続的な信頼関係のみならず、長い年月をかけて培ってきた近隣住民との相互理解に対する配慮が重要である。同法人は、地域の行事に積極的に参加するだけでなく、地域向けにイベントを開催するなど、地域に根ざした開かれた施設を目指して運営を行ってきた実績ある法人であると認められる。
- (3) 世話人の専門知識・介護技術の習得等を目的とした研修を積極的に行い、職員全体のレベルアップを図っている。また、個別面談や月例ミーティング等を行い、利用者ニーズを基にした個別支援を行うなど、サービス向上に向けた取り組みを積極的に行っている。

上記理由から、指定管理者候補者として適当であると判断した。

品川区立北品川つばさの家の指定管理者の選定について

1 管理を行わせる施設

名 称：品川区立北品川つばさの家
所在地：東京都品川区北品川三丁目7番21号

2 指定管理者候補者

名 称：社会福祉法人 げんき
所在地：東京都品川区東大井五丁目23番16号-113
代表者：理事長 田角 勝

3 指定期間

平成28年4月1日から平成33年3月31日までの5年間

4 候補者の選定方式

指定管理者候補者の選定にあたっては、「品川区指定管理者制度活用に係る基本方針」3(1)の但書及び「品川区指定管理者制度活用に係る指針」2①②により公募方式によらず指定管理者を選定候補者とした。

5 審査の経緯

- (1) 「品川区福祉部公の施設の指定管理者選定委員会設置要綱」に基づき選定委員会を開催した。事業計画書、事業報告書およびこれまでの取り組み等を選定基準に基づき評価した上で、指定管理者としての適格性を審査し、指定管理者候補者を選定した。
- (2) 選定委員会の構成
委員長：福祉部長
委 員：福祉部福祉計画課長
委 員：福祉部高齢者福祉課長
委 員：福祉部高齢者地域支援課長
委 員：福祉部障害者福祉課長
委 員：企画部企画調整課長
委 員：企画部施設整備課長

6 選定理由

- (1) グループホームの世話人業務は、現指定管理者である（福）品川総合福祉センターから（特非）ぴゅあ・さぽーとが受託をしている。（特非）ぴゅあ・さぽーとは障害福祉事業を行うため（福）げんきを設立しており、世話人業務及び職員を（福）げんきへ移管する予定である。そのため、指定管理者候補者である（福）げんきは継続的な支援ができ、個々の障害特性に応じたきめ細やかな対応が可能である。
- (2) 世話人業務はグループホームの利用者にとって役割が大きく、連続性が求められるものであるが、指定管理者候補者は世話人業務を通して利用者との継続的な信頼関係を構築してきた。
- (3) 指定管理者候補は、区内で複数のグループホームを運営しており、ノウハウの蓄積と、人材育成が図られている。また、地域交流を積極的に行っており、地域に根差したグループホーム運営が期待できる。

上記理由から、指定管理者候補者として適当であると判断した。